

もめない、「相続」のために

～ ジェンダーと改正相続法 ～

2018年7月6日、相続法を一部改正する法律が成立し、同13日に公布されました。

高齢化などの社会の変化に合わせたもので、「配偶者居住権」によって、たとえば妻は夫の死後も（夫所有の）自宅に住み続けることができる（ただし「負担付きの所有権」は別）とか、「相続人以外の親族」の貢献が考慮され、夫の親を介護・看病した妻が（一定の要件のもとで）金銭請求ができる、などです。

家族のあり方が変化するなか、“もめない相続”のために今知っておきたいことを、ジェンダーの視点から、分かり易い言葉で専門家にお話しいただきます。

2019年講演会ご案内

講師 **藤川智子** 弁護士
賀川法律事務所

参加費：無料
定員：先着50名

日時：**6月22日(土)**14時～16時

場所：**さんかく岡山**
岡山市北区表町三丁目14番1-201号
(アークスクエア表町2階)

岡山市男女共同参画社会推進センター
「さんかく岡山」（休館日 火曜日）
Tel (086)803-3355
Eメール sankaku@city.okayama.lg.jp

岡山市女性が輝くまちづくり推進課
Tel (086)803-1115
Eメール danjo@city.okayama.lg.jp

主催：メディア・フォーラムおかやま/岡山市

